

# 屋外広告物事例集

## － 事例集について －

- ・ 本事例集は、本県の過去の判断事例や国・他自治体の参考資料等を踏まえ、屋外広告物法、県条例及び規則等の標準的な考え方を整理し、基本的な取扱いを示したものです。
- ・ 屋外広告物の表示・設置を許可するには、屋外広告物の形態や周囲の状況などにより個々に判断する場合もあることから、許可権者（権限移譲市町村：鹿児島市及び指宿市を除く県内市町村）において、許可事務等に係る取扱いが異なることもありますのでご注意ください。
- ・ なお、屋外広告物に関する基本的な事項及び許可申請の手続きなどについては、「鹿児島県屋外広告物の手引き（令和3年3月）」でご確認ください。

令和4年6月

鹿児島県土木部都市計画課

# [ 目 次 ]

ページ

## **○第1章 屋外広告物，屋外広告業の定義**（屋外広告物法第2条関係）

### **第1節 屋外広告物の定義（法第2条第1項）**

- （問1） 屋外広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- （問2） 「常時又は一定の期間」の解釈・・・・・・・・・・・・ P 1
- （問3） ガソリンスタンドに掲出する広告物（屋外広告物，屋内広告物の判断）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- （問4） 建物の屋上に設置する巨大像・・・・・・・・・・・・ P 3
- （問5） 建築物の外壁又は塀等に描かれた絵画・・・・・・・・ P 3
- （問6） レーザー光線等の光を使った広告・・・・・・・・ P 3

### **第2節 屋外広告業の定義（法第2条第2項）**

- （問1） 屋外広告業の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- （問2） 自社の看板を自社自らが設置する場合の業登録の必要性・・・ P 4
- （問3） 他自治体で登録を行っている業者の登録の必要性 P 5

## **○第2章 屋外広告物の表示等の禁止又は制限**

### **第1節 禁止地域等（条例第3条）**

- （問1） 複数の地域区分にまたがった敷地内に表示する広告物の考え方・ P 6
- （問2） 規制路線と都市計画法上の用途地域の関係（用途優先の考え方）・ P 7
- （問3） 禁止及び制限路線に接続する地域・・・・・・・・ P 9
- （問4） 駅前広場の区域の範囲・・・・・・・・ P 9
- （問5） 照明広告と禁止地域・・・・・・・・ P 9

### **第2節 禁止物件（条例第4条）**

- （問1） 条例第4条第1項第2号中の「その他これらに類するもの」について・・・・・・・・ P 10
- （問2） 条例第4条第1項第5号の規定により知事が指定した電柱，街灯柱その他電柱に類するもの・・・・・・・・ P 10
- （問3） 条例第4条第3項の「屋根」・・・・・・・・ P 10

**○第3章 適用除外****第1節 公共広告物（条例第6条第1項第2号）**

- (問1) 公共広告物についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- (問2) 交通安全に係る広告物・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- (問3) 自衛隊，公立学校が表示する広告物・・・・・・・・ P 12
- (問4) 国又は地方公共団体が主催する文化事業案内のポスター・・・ P 12
- (問5) 届出が必要な公共広告物について（公道が官公署の敷地となるか）・・・ P 12
- (問6) 聖火リレーに係る屋外広告物の取扱い・・・・・・・・ P 13
- (問7) 国体に係る屋外広告物の取扱い・・・・・・・・ P 13

**第2節 自家用広告物（条例第6条第2項第1号等）**

- (問1) 自家用広告物の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- (問2) 自家用広告物の表示場所の考え方・・・・・・・・ P 14
- (問3) ○○後援会連絡事務所の看板の取扱い・・・・・・・・ P 14
- (問4) 自己所有地での広告物の表示について・・・・・・・・ P 15
- (問5) 営業に関する倉庫に表示する広告物・・・・・・・・ P 15
- (問6) 意見広告・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- (問7) 公道上にはみ出した野立広告物・・・・・・・・ P 16
- (問8) 民有地上にある街路灯に表示されたそで付き広告物・・・・ P 16
- (問9) 同一敷地内に表示する複数の自家用広告物・・・・・・・・ P 17
- (問10) 複数の地域区分が混在する敷地内に表示する複数の自家用広告物・・・・・・・・ P 18
- (問11) 同一敷地内に表示する自家用広告物と一般広告物・・・・ P 19
- (問12) 自家用広告物の許可申請手数料の算定・・・・・・・・ P 21
- (問13) 禁止地域内の5㎡の突出広告物と屋上広告物における表示の可否と許可申請手続きの要不要・・・・・・・・ P 22
- (問14) 自家用広告物の範囲（ガソリンスタンドの元売りに係る商号や商標の表示）・・・・・・・・ P 24

**第3節 その他の適用除外広告物等について**

- (問1) 冠婚葬祭又は祭礼等のための広告物（条例第6条第2項第4号）・・・ P 25
- (問2) 自動車広告物の考え方について（条例第6条第2項第7号）・・・ P 25

(問3)	案内広告物（条例第6条第4項第2号）	P 26
------	--------------------	------

## ○第4章 許可

### 第1節 許可事務

(問1)	許可期間の途中で譲渡した広告物	P 27
(問2)	枠組みだけの工作物	P 27
(問3)	はり紙, はり札, 広告旗及び立看板の許可	P 27
(問4)	電柱等の添加広告の許可更新	P 28
(問5)	許可期間満了後に提出された更新許可申請の取扱い	P 29
(問6)	許可期間の設定	P 30
(問7)	許可申請手数料を遡及して徴収できるか	P 30

### 第2節 許可基準

(問1)	屋上広告物における高さの基準	P 31
(問2)	壁面広告物における壁面面積の考え方	P 32
(問3)	壁面広告物における「窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと」とは	P 33
(問4)	野立広告物及び案内広告物における表示面積の合計の考え方	P 33
(問5)	許可済の野立広告物に別の広告物を添加する場合	P 33
(問6)	総量規制の考え方①（総量規制とは何か）	P 35
(問7)	総量規制の考え方②（総量規制の目的）	P 35
(問8)	総量規制の考え方③（適用除外広告物について）	P 36
(問9)	総量規制の考え方④（総量規制の対象）	P 36
(問10)	総量規制の考え方⑤（具体的な事例）	P 37

## ○第5章 屋外広告物の管理, 点検

### 第1節 管理義務（条例第12条, 第18条の2）

(問1)	管理義務とは	P 38
(問2)	管理義務を課す理由	P 38
(問3)	管理義務の対象となる屋外広告物	P 38
(問4)	管理者の設置が必要な屋外広告物の規模	P 39
(問5)	高さが4 mを超える屋外広告物の「高さ」とは	P 39
(問6)	管理者及び点検者の資格要件	P 40

### 第2節 点検義務（条例第12条の2）

(問1)	点検義務とは	P 41
------	--------	------

(問2)	点検義務の対象となる屋外広告物	P 41
(問3)	屋外広告物講習会修了者について（屋外広告物講習会と点検技能講習の違い）	P 41

## ○第6章 他の法令との関係

(問1)	公園における屋外広告物の規制	P 42
(問2)	選挙関係の屋外広告物の取扱い	P 43

## ○第7章 面積算定事例

(問1)	申請者が同一人である複数の広告物が表示された野立広告物	P 44
(問2)	申請者が異なる複数の広告物が表示された野立広告物	P 45
(問3)	空間部分のある広告物	P 46
(問4)	枠組みのある形状の複雑な広告物	P 47
(問5)	枠組みのない形状の複雑な広告物	P 48
(問6)	立体的な形状の複雑な広告物	P 49
(問7)	一部の広告表示部分に照明設備がある場合	P 50
(問8)	照明設備のある広告と照明設備のない広告が表示された野立広告物	P 51
(問9)	同一敷地内における形態の同じ複数の屋外広告物①	P 52
(問10)	同一敷地内における形態の同じ複数の屋外広告物②	P 53
(問11)	同一敷地内における形態の異なる複数の屋外広告物	P 54
(問12)	電柱等巻付け広告物の表示個数の取扱いについて	P 55

### 事例集における用語について

#### (1) 法令の表記について

- ① 屋外広告物法
- ② 鹿児島県屋外広告物条例
- ③ 鹿児島県屋外広告物条例施行規則

#### (2) 屋外広告物に係る表現について

屋外広告物については、法第2条第1項に定義が示されており、広告物と掲出物件とに分かれ、本県条例では、広告物は表示するもの、掲出物件は設置するものとして言葉の使い分けを行っている。

本事例集においては、言葉の簡略化のため、広告物の表示や掲出物件の設置が想定されるような問答についても、「広告物を表示する」という言葉を使い、統一している。



# 第1章

## 屋外広告物，屋外広告業の定義 (屋外広告物法第2条関係)

### ○関連法令

屋外広告物法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは，常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて，看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは，屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

**第1節 屋外広告物の定義（法第2条第1項）**

**1 屋外広告物とは**

（問1） 屋外広告物とはどのようなものか。

（答1） 屋外広告物とは、法第2条に定義されており、次の4つの要件を全て満たすものである。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること  
街頭で散布されるビラやチラシなどの定着性のないものは屋外広告物にあたらぬ。
- (2) 屋外で表示されるものであること  
広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋内に存在する広告物であれば法の規制の対象からは除外する趣旨。
- (3) 公衆に表示されるものであること  
単に不特定多数の人に対して表示されるということではない。（建築物の外側に向かって表示されているものであっても、当該建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示される」とは言えない。）
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること  
看板や立看板等、それ自体が屋外広告物であるものや、屋外広告物の表示を目的としていない塀などを表示に利用したものも屋外広告物にあたる。

※ 「表示」とは、一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要。

**2 「常時又は一定の期間」の解釈**

（問2） 屋外に1日のうち数時間だけ表示する広告物は「常時又は一定の期間」には当たらず、屋外広告物に該当しないのではないか。

例) 飲食店等ののぼり旗や立看板等

（答2） 一日のうち数時間の表示、撤去を繰り返すものであれば、法第2条第1項の「一定の期間継続して表示」にあたるので、屋外広告物に該当する。

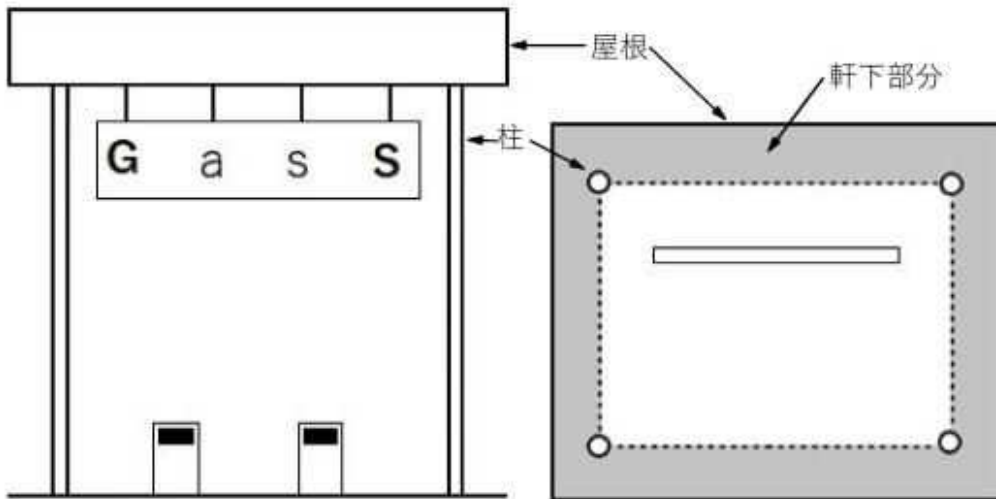


**3 ガソリンスタンドに掲出する広告物（屋外広告物、屋内広告物の判断）**

（問3） ガソリンスタンドの次のような広告物は外の不特定多数の人々から見る事ができるが，屋外広告物に該当するか。

立面図

平面図



（答3） このガソリンスタンドは柱と屋根があることから建築物であると考えられ，柱より内側で表示される広告物は「屋外で」表示されているとは言えないため，屋外広告物に該当しない。

**※ 屋外広告物 or 屋内広告物の判断について**

主に以下の点をもとに，判断する。

- ① 当該広告物が建築基準法にいう建築物（建物）の軒下にある場合
  - ア 当該軒下が屋内的用途に供する部分にあたる時→屋内広告物
  - イ 当該軒下が屋内的用途に供する部分にあたらぬ時→屋外広告物
- ② 当該広告物が建築基準法上床面積に算入される部分に表示される場合
  - 屋内広告物

**（参考法令）**

○建築基準法施行令第2条第1項第3号

第2条 次の各号に掲げる面積，高さ及び階数の算定方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 略

(3) 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

#### 4 建物の屋上に設置する巨大像

(問4) 建物の屋上に像を設置する場合，これは屋外広告物に該当するか。建物の使用目的は遊技場で，像に文字等は一切入らない。

(答4) 建物の使用目的や像に文字等が入るかは関係なく，一定の観念，イメージ等を伝達することを目的として公衆に表示されていると認められる場合，屋外広告物に該当する。(設問のケースは，設置場所が遊技場の屋上であり，表示目的が集客のためと思われる場合は，屋外広告物に該当する可能性が高い。)

#### 5 建築物の外壁又は塀等に描かれた絵画

(問5) 建築物の外壁又は塀等における次の①と②のケースは屋外広告物に該当するか否か。

- ① 事業内容に関係ある絵画の場合
- ② 事業内容に無関係の絵画の場合

(答5) 建築物の外壁又は塀等における絵画の表示は，通常の場合，絵画の内容とこれを表示する者の事業との関係の有無に関わりなく，一定の観念，イメージ等を伝達することを目的として，「公衆に表示」されたものと認められ，かつ，その他の要件(「常時又は一定の期間継続して」，「屋外で」)も満たすことから，①，②ともに屋外広告物に該当する。

#### 6 レーザー光線等の光を使った広告

(問6) 屋外でのレーザー光線等の光を使った広告は，屋外広告物として規制の対象となるか。

(答6) 建物等に投影しない単なる光は定着性がないので屋外広告物ではないが，建物の外壁等に投影され，一定の観念，イメージ等を伝達し，常時又は一定の期間継続して表示されるものと認められる場合は，屋外広告物として規制の対象となる。

---

---

**第2節 屋外広告業の定義（法第2条第2項）**

---

---

**1 屋外広告業の定義**

（問1） 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当するか。

（答1） 該当しない。

単に屋外広告物の印刷，製作等を行うだけで，現実に屋外広告物を表示したり，掲出物件の設置を行わないものは，屋外広告業に該当しない。

屋外広告業とは，屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い，屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいう。（法第2条第2項参照）

**2 自社の看板を自社自らが表示する場合の業登録の必要性**

（問2） 自社の看板を自社自らが表示する場合，屋外広告業の登録が必要か。

（答2） 必要ない。

自社の看板を自社が作成し，自ら表示するのであれば，業として屋外広告物の表示又は設置を行っているとは言えず，屋外広告業の登録の必要はない。

### 3 他自治体で登録を行っている業者の登録の必要性

(問3) 鹿児島県以外の自治体で屋外広告業の登録を行っているが、鹿児島県内で屋外広告物の表示の工事を行う場合、鹿児島県に屋外広告業の登録を行う必要があるか。

(答3) 必要である。

鹿児島県内に営業所がない場合であっても、鹿児島県内で屋外広告物の表示の工事を行う場合は、鹿児島県知事の登録を受ける必要がある。

なお、鹿児島市の区域で屋外広告物の表示の工事を行う場合には、鹿児島市の登録が必要だが、鹿児島県に登録を行っている場合、手数料不要の届出のみで足りる。

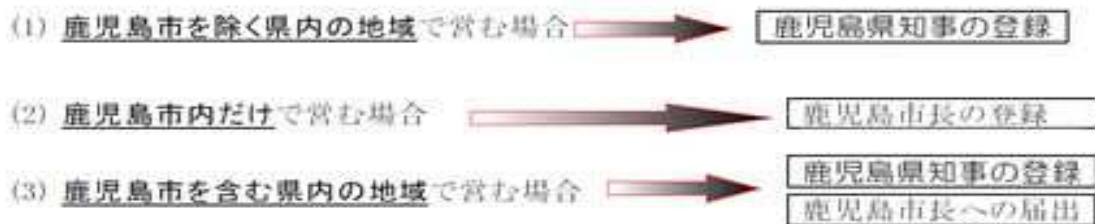
※ 登録に係る詳細については、鹿児島県のホームページに掲載してあるので、参考にしてほしい。

#### ○HP掲載のPDFファイル（一部抜粋）

### 屋外広告業の(更新)登録制度について

#### I 屋外広告業の(更新)登録について

1 鹿児島県(鹿児島市)の区域内で屋外広告業を営む場合には、下記の(1)～(3)の3パターンがあります。(3)の場合は、市長への届出書に、鹿児島県知事の登録済証を添付することから、鹿児島県知事の登録を先に受ける必要があります。



## 第2章

### 屋外広告物の表示等の禁止又は制限 (条例第3～5条関係)

○関連法令

鹿児島県屋外広告物条例（抄）

（禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所においては，広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には，広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。

（制限地域等）



第5条 次に掲げる地域又は場所において，広告物を表示し，又は掲出物件を設置しようとする者は，規則で定めるところにより，知事の許可を受けなければならない。

※詳細な地域区分については，規則に規定してある。

第1節 禁止地域等（条例第3条）

1 複数の地域区分にまたがった敷地内に表示する広告物等の考え方

（問1） 広告物を表示する敷地が複数の地域区分にまたがった場合、広告物の許可基準はどうなるか。また、総量規制については、どうなるか。

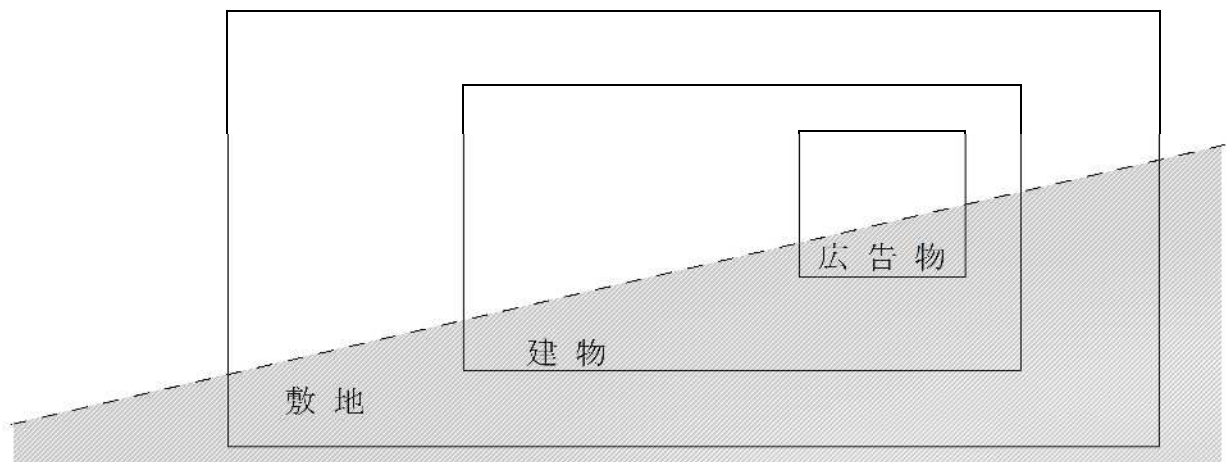
例) 第1種禁止地域（）と第2種制限地域（）の境界線がある同一の敷地内に表示される広告物

【考え方】

- ① 広告物の許可基準については、当該広告物等が位置する地域区分の許可基準を適用する。このとき、複数の地域区分の境界線上に当該広告物が位置している場合、当該広告物の表示位置が50%以上含まれている地域区分の許可基準を適用する。
- ② 総量規制については、敷地内にある緩い規制区分を適用する。

例)

第1種禁止地域（↓）



第2種制限地域（↑）

（答1）

- ・ 広告物の許可基準について

第1種禁止地域に50%以上位置していることから、第1種禁止地域の基準を適用する。

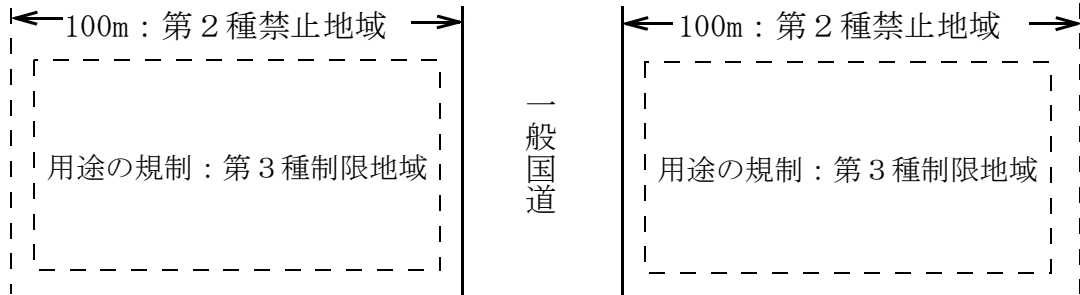
- ・ 総量規制について

敷地内には第1種禁止地域（10㎡）と第2種制限地域（80㎡）が存在するが、緩い方の規制区分である第2種制限地域（80㎡）の総量規制の基準を適用する。

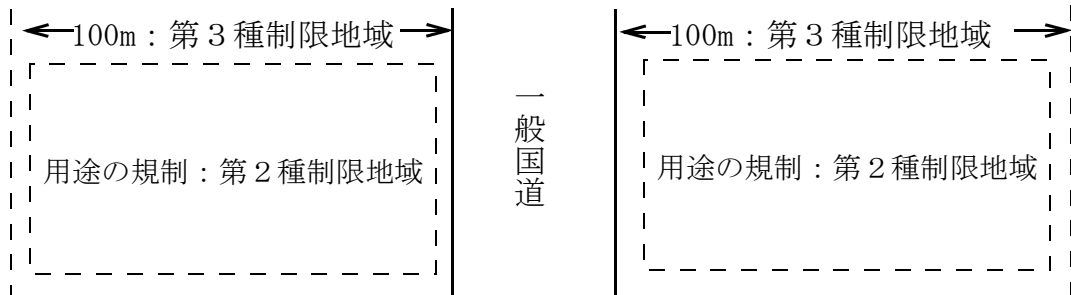
**2 規制路線と都市計画法上の用途地域の関係（用途優先の考え方について）**

（問2） 道路沿線と都市計画法上の用途地域が重なる次の場合における地域区分はそれぞれどうなるか。

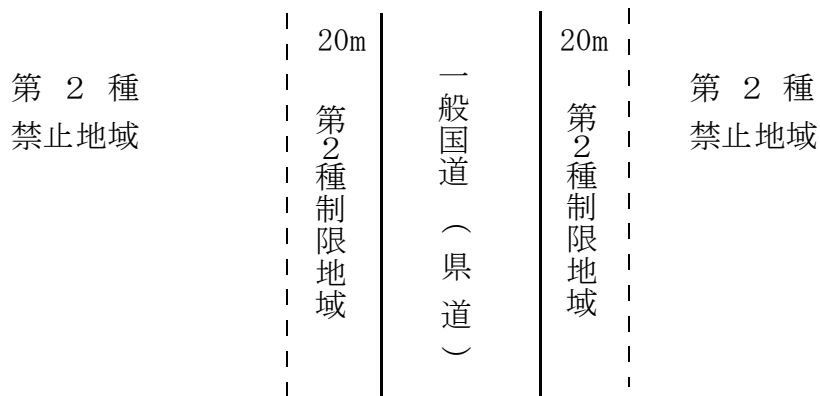
- ① 〇〇市に所在する条例第3条第13号に基づく規則第2条の2第3項第2号に規定する路線の路端から100m以内の区域（**第2種禁止地域**）に**商業地域（第3種制限地域）**が重なる場合



- ② 〇〇町に所在する条例第5条第1項第4号に基づく規則第3条第2項に規定する同条第1項第5号に規定する路線の路端から100m以内の区域（**第3種制限地域**）に**商業地域（第2種制限地域）**が重なる場合



- ③ 参考：第一種低層住居専用地域内に一般国道（県道）がある場合



第2章 屋外広告物の表示等の禁止又は制限

(答2－①)

条例第3条第13号の規定により、「道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域」で禁止地域であるが、「条例第5条第1項第2号に該当するものを除く。」とされており、商業地域はこれに該当することから、用途の規制が適用され、当該区域の規制は規則別表第1に基づき第3種制限地域となる。

(答2－②)

条例第5条第4号及び規則別表第1に基づき、「道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域」で第3種制限地域であるが、「(条例第5条)第2号及び第3条第13号に該当するものを除く。」とされており、商業地域は「(条例第5条)第2号」に該当することから、用途の規制が適用され、当該地域の規制は規則別表第1に基づき第2種制限地域となる。

①、②のいわゆる「用途優先」と呼ばれる考え方がとられる理由は、商業的又は工業的な用途の地域において、広告物の表示ができないと、商業的又は工業的な集積が難しくなるからである。

(答2－③)

条例第3条第1号に掲げられた第1種低層住居専用地域をはじめとする用途地域等は禁止地域であるが、「知事が指定する区域を除く。」とされていることから、規則第2条により、一般国道（県道）の区域及び一般国道（県道）の路端から両側20m以内の区域は、禁止地域から除外され、条例第5条第1項第1号及び規則別表第1に基づき第2種制限地域となる。



### 3 禁止及び制限路線に接続する地域

（問3） 高速道路の沿線の区域については、車道上から展望できない場合も想定されるが、この場合、規制の適用はどうなるのか。

（答3） 自然物、人工物の有無等により、物理的に視覚を遮られるかどうかに関わらず、路端から平面的に一律500mの範囲が規制の対象となる。

### 4 駅前広場の区域の範囲

（問4） 規則第2条の2第5項第4号の規定により、駅前広場の区域は禁止地域であるが、具体的にはどの範囲を指すか。

（答4） 駅前広場とは、都市計画法第11条第1項第1号の規定により、都市計画決定された地域である。

### 5 照明広告と禁止地域

（問5） 禁止地域に照明広告は表示できるか。

（答5） 規則別表第2の第1の7に合致するものであれば、照明広告でも表示できる。

#### 【参考】

規則別表第2

第1 広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準

1～6 略

7 禁止地域内にあつては、発光塗料、ネオン管及び点滅式の光源を使用するものではないこと。

**第2節 禁止物件（条例第4条）**

**1 条例第4条第1項第2号中の「その他これらに類するもの」について**

（問1） 条例第4条第1項第2号において、「石垣、擁壁その他これらに類するもの」と規定されているが、金網、門扉、セメントブロックは「その他これらに類するもの」に該当するか。

（答1） 禁止物件は、広告物が表示されたりすると、景観又は風致が害されることになるか、又はその物件が本来持っている機能、効用を害することになるような物件である。

このことから、金網、門扉、セメントブロックについては、上記の趣旨を踏まえて、禁止物件に該当するかを判断することになる。

**2 条例第4条第1項第5号の規定により知事が指定した電柱、街灯柱その他電柱に類するもの**

（問2） 条例第4条第1項第5号の規定により知事が指定した電柱、街灯柱その他電柱に類するもの（以下、「電柱等」という。）はあるか。

（答2） 指定した電柱等はない。

なお、指定された場合、指定された電柱等は条例第4条第2項に規定するはり紙、はり札、立看板以外の表示だけでなく、一定（※）の適用除外広告物に該当する場合を除き、表示することができなくなる。

※ 条例第6条第1項各号及び第3項第2号

**3 条例第4条第3項の「屋根」**

（問3） 屋根には広告物を表示してはならないと条例第4条第3項に定められているが、これはどのような意味か。

（答3） 瓦にペンキ等を直接塗布して広告することを禁止したものであり、屋上広告物等の許可基準に適合するものは表示できる。

## 第3章

# 適用除外

(条例第6条関係)

○関連法令

鹿児島県屋外広告物条例（抄）

(適用除外)

第3条：禁止地域等，第4条：禁止物件，第5条：制限地域等

**第6条** 次に掲げる広告物又は掲出物件については，第3条から第5条までの規定は適用しない。ただし，第2号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては，規則で定めるところにより，あらかじめ，知事に届け出たものに限る。

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については，第3条及び第5条の規定は，適用しない。

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については，第4条第1項の規定は適用しない。

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については，規則で定めるところにより，知事の許可を受けて表示し，又は設置する場合に限り，第3条の規定は適用しない。

※各項の各号は省略してある。

**第1節 公共広告物（条例第6条第1項第2号）**

**1 公共広告物についての考え方**

（問1） 条例第6条第1項第2号（公共広告物）に該当する要件はどうなっているのか。

（答1） 条例第6条第1項第2号はいわゆる「公共広告物」と呼ばれるものであり、「国又は地方公共団体」が表示主体となり、「公共的目的をもって」表示する必要がある。

なお、公共広告物として表示する場合、表示主体を明確にするため、広告物の表示内容に表示主体を記載するようにする。

**【参考】**

表示主体 (国又は地方公共団 体が表示しているか)	表示目的 (公共的目的をもって 表示しているか)	公共広告物の該当の可否
○	○	○
○	×	×
×	○	×

**2 交通安全に係る広告物**

（問2） 警察署や交通安全協会が、歩道橋、ガードレール、電柱等に交通安全、事故防止を呼びかける横断幕、立看板、のぼり旗の表示をしているが、これらの条例上の取扱いはどうなるのか。

（答2） 歩道橋、ガードレール、電柱は条例第4条の禁止物件に該当し、一定（※）の適用除外広告物以外は、表示はできない。

（※…第6条第1項各号及び第3項2号）

設問の場合、表示の内容は公共的目的をもつものと考えられることから、「公共広告物」に該当するかを検討することになり、表示主体により、以下のとおり、表示の可否を判断することになる。（表示主体が「国又は地方公共団体」と言えるかどうか。）

表示主体	公共広告物としての表示の可否
警察署	○
交通安全協会	×
警察署+交通安全協会（連名）	○

※交通安全協会が単独で表示することはできない。

### 3 自衛隊、公立学校が表示する広告物

（問3） 自衛隊、公立学校が表示する広告物は公共広告物として表示できるか。

（答3） 自衛隊、公立学校は、「国又は地方公共団体」であるため、表示しようとする広告物が公共的目的をもつ場合、表示できる。

### 4 国又は地方公共団体が主催する文化事業案内のポスター

（問4） 国又は地方公共団体が主催する入場料を徴収する催物案内のポスターは、許可申請が必要であるか。

（答4） 国又は地方公共団体が主催する催物であるならば、催物案内のポスターの表示主体は「国又は地方公共団体」であり、表示目的は「（国又は地方公共団体が主催する事業の）周知」であり「公共的目的をもつ」と考えられることから、公共広告物として表示が可能であり、許可申請は必要ない。  
なお、入場料の徴収の有無は、関係ない。

### 5 届出が必要な公共広告物について（公道が官公署の敷地となるか）

（問5） 官公署の建物及び敷地以外にある一定規模（※）を超える公共広告物については、届出が必要であるが、町が町道内に広告物を表示する場合は、敷地に該当し、届出は不要となるのか。

※ 面積が10㎡を超える、又は高さが5mを超えるもの

（答5） 「官公署の建物及び敷地」における「敷地」とは、官公署が所在するところであることから、町道内に一定規模（※）を超える公共広告物を表示する場合は、届出が必要である。

## 6 聖火リレーに係る屋外広告物の取扱い

(問6) パートナー先導広報車，パートナー車，搬送車，広告旗は，条例上どのような取扱いになるのか。

(答6) 聖火リレーの正式名称，エンブレム及びコンセプト等の表示があるものは，「公共広告物」として取り扱ってよい。

## 7 国体に係る屋外広告物の取扱い

(問7) 国体に係る屋外広告物はどのような取扱いになるのか。

(答7) 国体の正式名称又は愛称等が表示されたものは，「公共広告物」として取り扱ってよい。

## 第2節 自家用広告物（条例第6条第2項第1号等）

### 1 自家用広告物の考え方

（問1） 条例第6条第2項第1号及び同条第4項第1号（自家用広告物）に該当する要件は何か。

（答1） 自家用広告物については、条例第6条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定されており、自家用広告物に該当するためには、以下の3つの要件全てを満たす必要がある。

- ① 表示内容  
自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示
- ② 表示場所  
自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示又は設置
- ③ 表示面積等  
規則で定める基準に適合

### 2 自家用広告物の表示場所の考え方

（問2） 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場とは具体的にどういった場所をいうのか。

（答2） 「自己の住所」とは、住民票を置いている住所地番のことを指す。また、「（自己の）事業所、営業所若しくは作業場」とは、「自己の所有又は管理に係る事業所、営業所又は作業場」を指している。

このとき、表示しようとしている場所の所有権を有していなくても、管理権を持つ事業所、営業所又は作業場に表示する広告物であれば、自家用広告物に係る表示場所の要件を満たすことになる。

### 3 ○○後援会連絡事務所の看板の取扱い

（問3） 公職選挙法に規定外の○○後援会連絡事務所という看板については、自家用広告物に該当するか。

（答3） 明らかに他人の家屋、壁等に表示されているものについては、自家用広告物に該当しない。

なお、当該看板を後援会連絡事務所の敷地内に表示し、その他の要件（問1参照）を満たした場合、自家用広告物に該当する。

#### 4 自己所有地での広告物の表示について

(問4) 隣町の自己所有地に自己が営業する内容の広告物を表示する場合、自家用広告物に該当するか。

(答4) 自己所有地であっても、そこに自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場がない場合、自家用広告物に係る表示場所の要件を満たさないので、自家用広告物に該当しない。

例) A町で営業を行っている〇〇会社が、B町の〇〇会社所有地(更地)に自己が営業する内容の広告物を表示する場合、自家用広告物に係る表示場所の要件を満たさないので、自家用広告物に該当しない。

#### 5 営業に関する倉庫に表示する広告物

(問5) 営業所とは別の場所にその営業に関する倉庫が設置され、その倉庫に表示する広告物は、自家用広告物に該当するか。

(答5) 営業に関する倉庫は、営業所と同様と判断できれば、その他の要件(問1参照)を満たした場合、自家用広告物に該当する。

#### 6 意見広告

(問6) 自己所有地に「〇〇建設反対」等のいわゆる意見広告と呼ばれる主義主張を内容とする屋外広告物に係る規制について。

- ① 自家用広告物に該当するか。
- ② 法や条例で表示内容の規制が可能か。

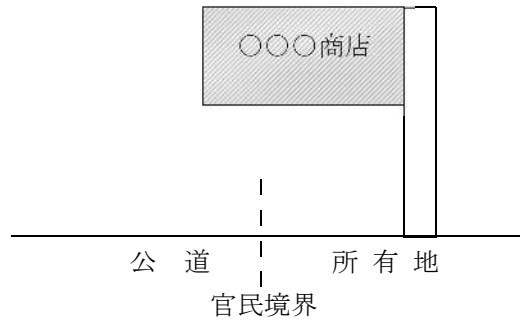
(答6) 以下のとおりである。

- ① 当該意見を表明することを目的とするような団体(あるいはその一員)として活動していることが外形的に明確に判断できる場合、自家用広告物の要件(問1参照)の要件を満たせば、自家用広告物に該当する。
- ② 表示内容の規制はできない。



## 7 公道上にはみ出した野立広告物

（問7） 自己の営業所の敷地内に支柱があり、自己の営業の内容を表示する広告物は、公道上にはみ出しているにもかかわらず自家用広告物に該当するか。



（答7） 自己の営業所の敷地内におさまっていない場合、自家用広告物の表示場所の要件に該当しないため、自家用広告物に該当しない。

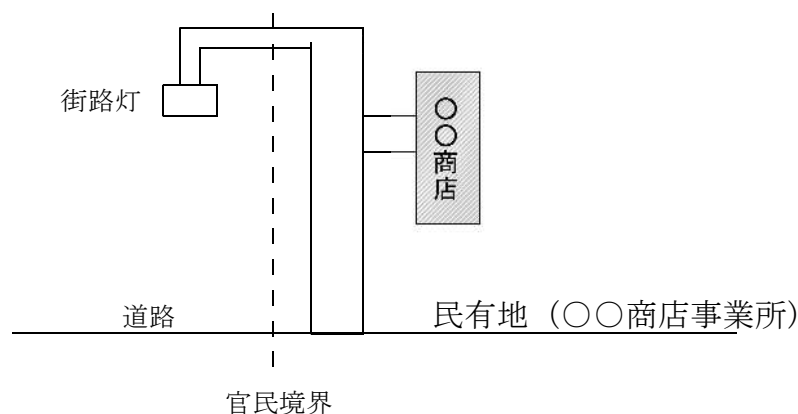
このことから、当該広告物を表示する場合、許可手続が必要となる。

なお、公道上にはみ出した場合、道路占用の許可手続が必要となることにも併せて、留意してほしい。

## 8 民有地上にある街路灯に表示されたそで付き広告物

（問8） 民有地（〇〇商店事業所）に道路占用を伴う街路灯がある。その支柱にそで付き広告物を民有地側に表示したい。この広告物は道路占用を必要としないが、自家用広告物として扱ってよいか。

なお、この支柱の所有者は商店街である。



（答8） 〇〇商店の事業所、営業所又は作業場内に表示するのであれば、他人の（商店街の）所有する物件を使用しても自家用広告物として扱ってよい。

なお、商店街の承諾を得るのは言うまでもない。

**9 同一敷地内に表示する複数の自家用広告物**

(問9) 第2種制限地域内の営業所の敷地内に自己の営業内容を示す野立広告物(4㎡)を表示していたが、その後同じ敷地内の建物に自己の営業内容を示す壁面広告物(7㎡)を表示しようとする場合、これらの広告物の自家用広告物としての取扱いはどうなるか。

**【考え方】**

- ① 全体の表示面積の合計が適用除外の基準面積を超える場合
- ② 自家用広告物を表示後、他の自家用広告物を追加で表示すると、全体の表示面積が適用除外の基準の面積を超える場合  
→ 全ての自家用広告物について、許可を受ける必要がある。

(答9) 第2種制限地域内における適用除外となる自家用広告物の表示面積は、広告物の種類を問わず、合計面積が10㎡以内である。

今回の場合、野立広告物を当初表示した時点では適用除外の対象であったが、その後、壁面広告物を表示すると、合計の面積(11㎡)が適用除外基準を超えることになるので、どちらの広告物も許可を受ける必要がある。

なお、総量規制基準(第2種制限地域においては、80㎡以内)にも留意すること。

○許可手続不要

広告物の種類	面積
野立広告物	4㎡
合計	4㎡




○要許可手続

広告物の種類	面積
野立広告物	4㎡
壁面広告物	7㎡
合計	11㎡

※あらかじめ表示していた野立広告物についても、許可手続が必要となる。

**10 複数の地域区分が混在する敷地内に表示する複数の自家用広告物**

（問10） 複数の自家用広告物を表示する敷地に複数の地域区分が混在する場合、自家用広告物の面積の適用除外基準はどうか。

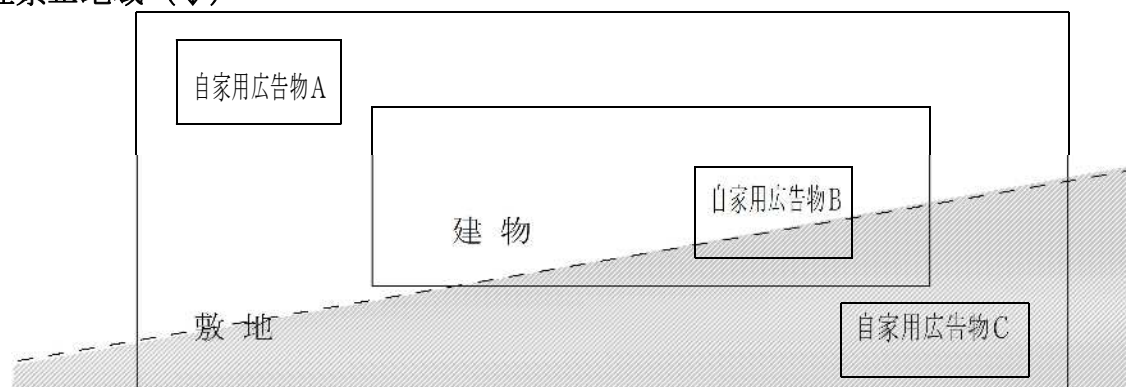
例）第1種禁止地域と第2種制限地域（）の境界線がある同一の敷地内に表示される複数の自家用広告物

**【考え方】**

- ① 各地域区分の敷地の範囲ごとに、それぞれの地域区分の適用除外の基準面積を適用する。このとき、複数の地域区分の境界線上に自家用広告物が位置している場合、当該広告物の表示位置が50%以上含まれている地域区分に含めることとする。
- ② 敷地全体の自家用広告物の表示面積の合計が、緩い方の地域区分の適用除外の基準面積を超える場合は、許可手続が必要。
- ③ 厳しい方の地域区分の敷地に、当該地域区分の適用除外の基準面積を超える自家用広告物を表示する場合は、敷地全体の自家用広告物の表示面積の合計が緩い方の地域区分の適用除外の基準面積内であっても、敷地内の全ての自家用広告物について、許可手続が必要。

例)

**第1種禁止地域（↓）**



**第2種制限地域（↑）**

（答10）

- ・ 境界線上に位置する自家用広告物Bは、第1種禁止地域に50%以上位置していることから、第1種禁止地域の面積に含める。
- ・ 自家用広告物AとBの表示面積の合計が2㎡以内、自家用広告物Cの表示面積が10㎡以内であって、自家用広告物A、B及びCの表示面積の合計が10㎡以内であれば許可手続不要。
- ・ 第1種禁止地域の敷地における自家用広告物AとBの表示面積の合計が2㎡を超える場合は、自家用広告物A、B及びCの合計面積が10㎡以内であっても、全ての自家用広告物について許可手続が必要。

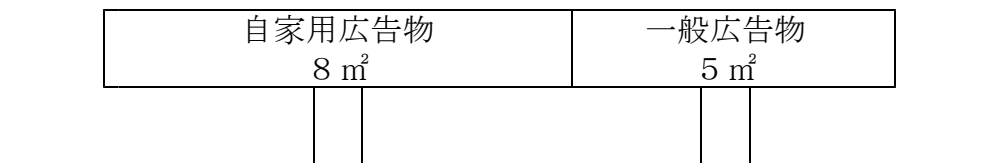
**11 同一敷地内に表示する自家用広告物と一般広告物**

(問11) 第2種制限地域である同一敷地内に自家用広告物と一般広告物（自家用広告物等の適用除外広告物に該当しないもの）が表示される場合，次の各事例における取扱いはどうなるのか。

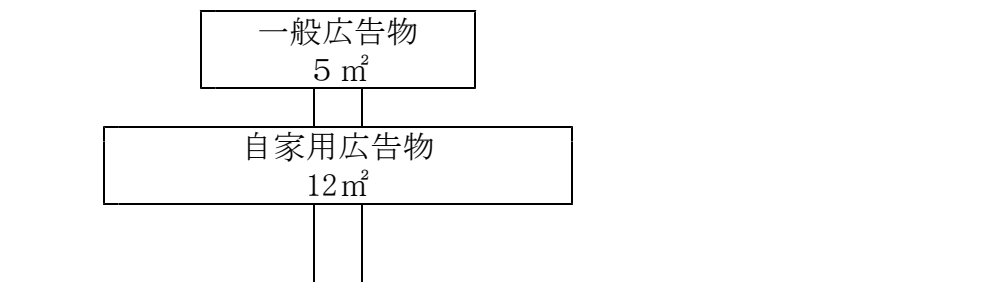
**【考え方】**

一基の野立広告物に複数の広告物が表示されている場合には，原則，1個の広告物として，全ての面積を合算して許可基準の適用，手数料の算定を行っているが，制限地域内において，一基の野立広告物に自家用広告物と一般広告物の両方が表示されている場合には，適用除外の規定が関係することから，それぞれ別個の広告物として判断する必要がある。

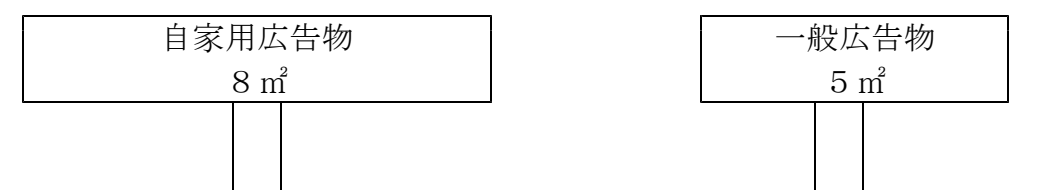
- ① 同一表示面に自家用広告物と一般広告物とが明確に区分されて表示されている場合



- ② 同一支柱に自家用広告物と一般広告物がそれぞれ表示されている場合



- ③ 複数の野立広告物が表示されており，一つが自家用広告物で，もう一つが一般広告物である場合



次ページに（答10）あり。

(答11) ①, ②, ③のいずれも, 自家用広告物と一般広告物の部分に分けて考える。

- ・ 自家用広告物の部分：第2種制限地域内であることから, 10㎡以内の表示であつたら, 適用除外（許可手続不要）となり, 基準を超えた場合は, 許可手続を要する。
- ・ 一般公告物の部分：許可手続を要する。

① 自家用広告物の部分：許可手続不要（適用除外基準面積10㎡ $>$ 8㎡）。  
一般公告物の部分：許可手続を要する。

② 自家用広告物の部分：許可手続を要する（適用基準面積10㎡ $<$ 12㎡）。  
一般公告物の部分：許可手続を要する。

③ 自家用広告物の部分：許可手続不要（適用除外基準面積10㎡ $>$ 8㎡）。  
一般公告物の部分：許可手続を要する。

なお, ①, ②, ③のいずれの場合も自家用広告物と一般広告物の部分の合計面積は, 制限地域における許可基準内で, かつ総量規制内でなければならない。

**12 自家用広告物の許可申請手数料の算定**

(問12) 自家用広告物の許可申請手数料はどのように算定するのか。

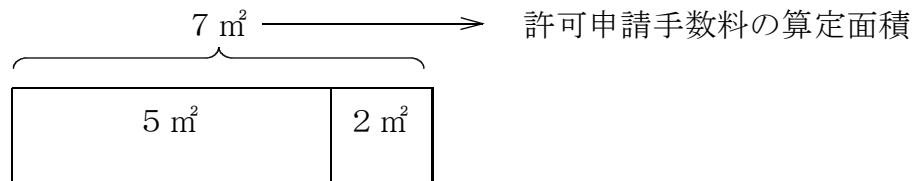
(答12) 自家用広告物が許可手続不要で表示ができる面積は以下のとおりである。

禁止地域			制限地域		
第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
2 m <sup>2</sup> 以内	5 m <sup>2</sup> 以内		10 m <sup>2</sup> 以内		20 m <sup>2</sup> 以内

以上の面積より大きい自家用広告物を表示しようとする場合の許可申請手数料の算定について、当該表示面積から適用除外の面積を差し引いた面積を対象とするのではなく、当該表示面積全てを対象とする。

例) 第2種禁止地域に7 m<sup>2</sup>の自家用広告物を表示する場合、許可申請手数料の算定対象面積は7 m<sup>2</sup>となる。

※ イメージ

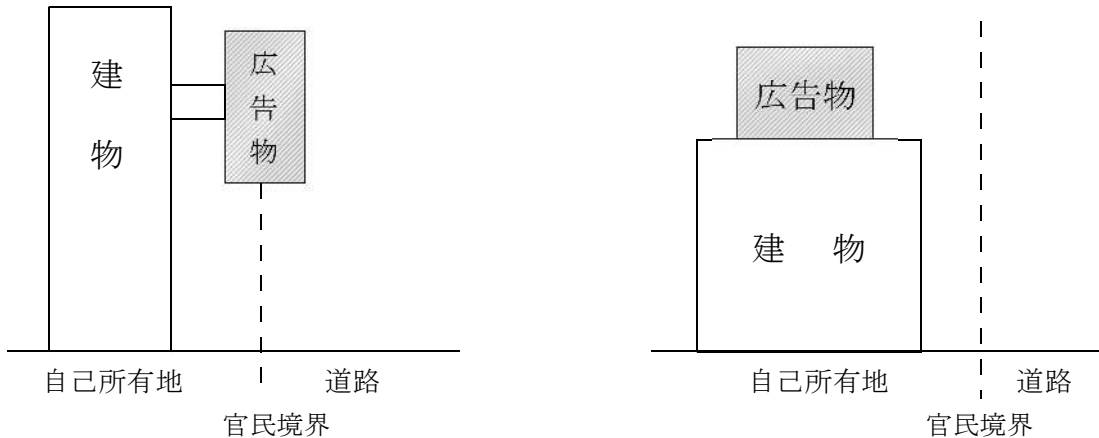


**13 禁止地域内の5㎡の突出広告物と屋上広告物における表示の可否と許可申請手続きの要不要**

(問13) 第1種禁止地域内で以下のような5㎡の自家用広告物を表示しようとする場合、表示できるか。  
また、第2種禁止地域や第3種禁止地域の場合はどうか。

① 突出広告物

② 屋上広告物



(答13)

【第1種禁止地域の場合】

①の突出広告物は、表示面積が2㎡を超えていることから規則別表第2第3の基準（以下「適用除外基準」）のうち表示面積の基準を満たしていない。

また、公道上に突き出していることから、適用除外基準のうち第5の許可基準（表示面積の基準を除く。）も満たさないことから、表示することができない。

②の屋上広告物は、表示することができない。

【第2種禁止地域や第3種禁止地域の場合】

①、②いずれの広告物も、表示面積が5㎡以内で適用除外基準のうち表示面積の基準を満たしている。

よって、適用除外基準のうち第5の許可基準（表示面積の基準を除く。）を満たしている場合は許可申請を行わず表示できるが、満たしていない場合は表示することはできない。

【参考：自家用公告物の表示の可否と許可申請手続きの要不要】

禁止地域	①突出 広告物	②屋上 広告物	許可申請手続きの要不要	
			要	不要
第1種	○	×	要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準は満たさないが、第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	○	×	不要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準及び第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	×	×	—	規則別表第2第3の基準を満たさないとき
第2種	○	○	要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準は満たさないが、第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	○	○	不要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準及び第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	×	×	—	規則別表第2第3の基準を満たさないとき
第3種	○	○	要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準は満たさないが、第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	○	○	不要	規則別表第2第3の基準のうち表示面積の基準及び第5の基準（表示面積の基準を除く。）を満たすとき
	×	×	—	規則別表第2第3の基準を満たさないとき



**14 自家用広告物の範囲（ガソリンスタンドの元売りに係る商号や商標の表示）**

（問14） ガソリンスタンドが元売りの商号や商標を自社名とともに表示している場合はどのように取り扱ったらよいか。

（答14） 自家用広告物として取り扱う。

**第3節 その他の適用除外広告物等について**

**1 冠婚葬祭又は祭礼等のための広告物（条例第6条第2項第4号）**

（問1） 条例第6条第2項第4号において「冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件」は禁止地域、制限地域の規制の適用除外となっているが、その範囲はどこまでか。

① 祭礼等の開催のためのものに限るか。

（例：主催者名、開催時期等）

② 祭礼等を盛り上げるためにスポンサーを募った場合、そのスポンサーの宣伝用広告物等も含めるのか。

（例：「お買い物は〇〇屋へ」）

（答1） この規定の適用を受ける広告物は、その祭礼等開催のために直接必要なもののみである。よって、主催者名や開催時期等、開催のために必要なものに限られ、それ以外の一般の広告物は本規定の適用は受けない。

① 主催者名や開催時期等の表示は、適用除外となる。

② スポンサーの宣伝用広告物は、適用除外とならない。

**2 自動車広告物の考え方について（条例第6条第2項第7号）**

（問2） 条例第6条第2項第7号に規定されるいわゆる自動車広告物については、適用除外に係る基準のみが示されているが、適用除外に係る基準を超過した場合、表示できないのか。

（答2） できない。

### 3 案内広告物（条例第6条第4項第2号）

（問3） 案内広告物とは何か。

（答3） 案内広告物については、条例第6条第4項第2号に規定されており、道標（※1）、案内板（※2）その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物であり、許可を受ければ、禁止地域内に表示可能である。

※1 道 標：道路を通行する人の便宜のために路傍に立てて、公共施設、住宅団地、集落等の方向、里程等を示す標示物で、公共的目的又は公衆の利便に供する目的で設置するものをいう。

※2 案内板：案内を必要とする場所へ誘導していくための標示物で、次の①②いずれかに該当するものをいう。

- ① 不特定多数が利用する公共的施設（交通施設、名所旧跡、文化施設等）への「誘導案内板」で、進行方向上にある公共的施設を公衆の便益のために表示することが特に必要であると認められるもの。
- ② 町内案内図版又は観光案内図版の類で、特定の地域を包括的に表示する「総合案内図版」で、公衆の便益のために表示することが特に必要であると認められるもの。



# 第4章

## 許可

(条例第5条, 第6条第4項関係)

○関連法令

鹿児島県屋外広告物条例 (抄)

(制限地域等)

第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。(以下、略)

(適用除外)

第6条 略

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。

- (1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。)
- (2) 道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とする広告物若しくは掲出物件

**第1節 許可事務**

**1 許可期間の途中で譲渡した広告物**

(問1) Aが許可を受けて表示した広告物を許可期間の途中でBに譲渡した場合、当該広告物はどのように取り扱えばよいか。

(答1) 条例第18条の規定に基づき処分、手続等の効力はAからBに承継されることとなり、Bは当該広告物について、新たに許可を受ける必要はないが、条例第19条第2項の規定に基づき「屋外広告物管理者等設置・変更届」(規則 第12号様式)を届け出る必要がある。

なお、広告物の内容を変更したり、掲出物件の改造をしようとする場合は、条例第9条の規定に基づき変更等の許可を受ける必要がある。

**2 枠組みだけの工作物**

(問2) 広告物を表示しない枠組みだけの工作物は許可を受ける必要があるか。

(答2) 枠組みだけの工作物であっても、法第2条第1項及び条例第5条に規定する「広告物を掲出する物件」に該当するので、許可を受ける必要がある。

**3 はり紙、はり札、広告旗及び立看板の許可**

(問3) はり紙、はり札、広告旗及び立看板の許可手続において、留意すべき点は何か。

(答3) 表示場所を特定するようにすること。

※ 市(町村)内一円というような記載では、表示場所の特定ができない。

#### 4 電柱等の添加広告の許可更新

(問4) 電柱，消火栓標識柱の添加広告の許可更新において，留意すべき点は何か。

(答4) 電柱，消火栓標識柱の添加広告については，表示を行った業者は特定されているが，個数が多く，1個1個の許可年月日及び表示場所が明確でない場合が多いことから，以下の点に留意する必要がある。

- ・ 表示場所を明確にした地図を提出すること。
- ・ 電柱，消火栓の添加広告の表示内容を明確にしておくこと。
- ・ 道路占用許可の期限が切れないようにすること。

**5 許可期間満了後に提出され更新許可申請の取扱い**

(問5) 許可期間満了日経過後に更新許可申請が行われた場合について  
 ① 当該許可申請については、更新許可申請として取扱ってよいか。  
 ② 許可期間の始期を遡及して、許可してよいか。

(答5) ① 更新許可申請として取り扱うことはできず、新規の許可申請として取り扱うことになる。  
 ② 許可期間の始期は遡及できない。  
 この場合の取扱いは、以下のとおりとなる。

新規・更新の別	許可期間	
	始期	終期
新規	新規申請の許可日	許可期間を適正に更新した場合の許可期間の満了日

(理由)

- ・ 前回の許可期限の経過後は、当該広告物は条例違反のものであって、許可を受けた時点から条例に適合する広告物となるものと考えられることから、更新許可とはならない。
- ・ 許可期間には「〇〇月(年)以内」というように、許可権者に裁量の余地を残しており、合理的な理由があれば許可期間を規定の期間より、短縮することができる。
- ・ この取扱いには、遅れて手続をした者が正規に手続をした者よりも期間の利益を受けることがないようにするという点で合理的な理由がある。

(例：許可期間満了後に更新許可申請書が提出された場合)

項目	日, 期間
当初許可年月日	R2. 10. 18
許可期間	R2. 10. 18 ~ R5. 10. 17(3年間)
更新許可の申請期限	R5. 10. 8(期間満了の日の10日前まで)
更新許可申請書が実際に提出された日	R6. 3. 21
許可年月日	R6. 3. 28
手続の許可期間	R6. 3. 28 ~ <b><u>R8. 10. 17</u></b>

※前回の許可期間を適正に更新した場合の許可期間の満了日  
 (R9. 3. 27までとはならない)



## 6 許可期間の設定

(問6) 広告物の表示に係る工事後、当該広告物が表示されるまで1ヶ月要する場合、許可期間は1ヶ月後から向こう3年間とすることができるか。

(答6) 許可権者の裁量で可能である。

なお、許可期間については、(広告物の種類にもよるが) 3年を超えない範囲において、その始期・終期を定められると解する。

## 7 許可申請手数料を遡及して徴収できるか

(問7) 遡及して許可申請手数料を徴収することはできるか。

(答7) できない。判明した時点から新規の広告物として取り扱う必要がある。

第2節 許可基準

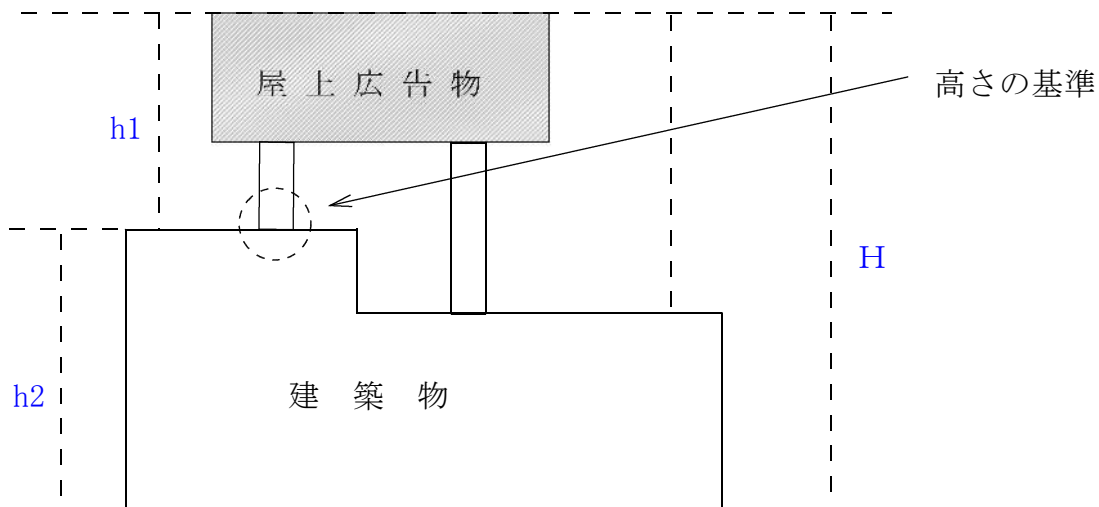
1 屋上広告物における高さの基準

(問1) 階段状の建築物に下図のような広告物(広告板)が設置されているが、当該広告物の高さの基準となる広告物の設置箇所はどこになるか。

(参考)

別表第2 第6 制限地域における許可基準(抜粋)

広告物の種類	地域区分	許可基準
屋上広告物	第1種制限地域	(1) 広告物の高さは、 <u>地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。</u> (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。



(答1) 階段状の建築物の複数の屋上にまたがって広告物を設置している場合は、当該広告物の設置箇所は2箇所あることになるが、許可基準について判断する場合はより高い設置箇所での判断とする。

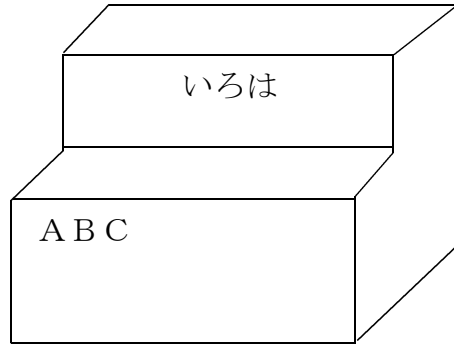
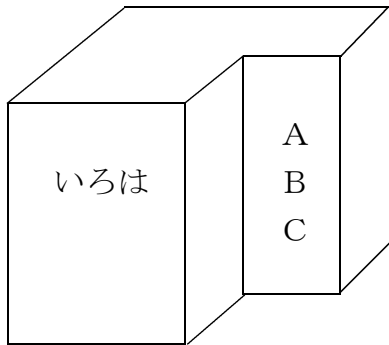
したがって、今回の事例の場合の許可基準は、

$$h_1 \leq h_2 \times 2/3$$

となる。

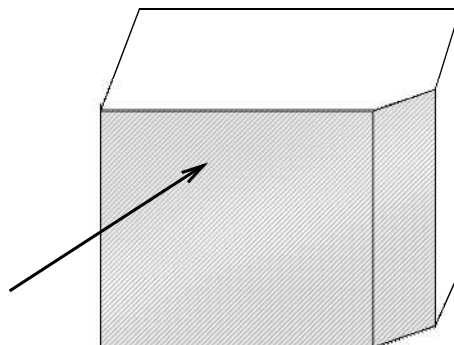
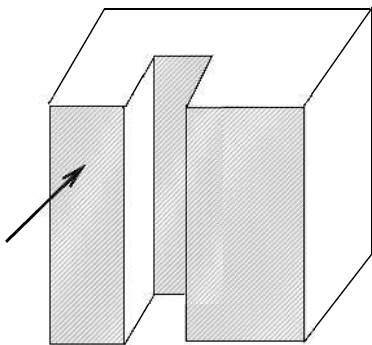
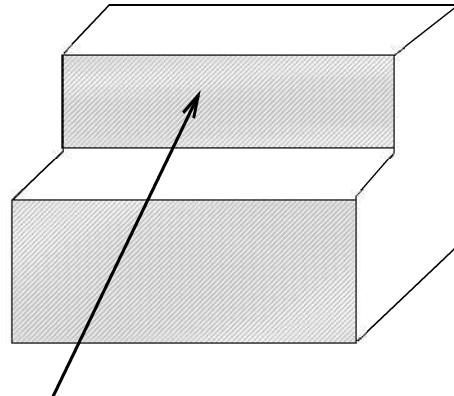
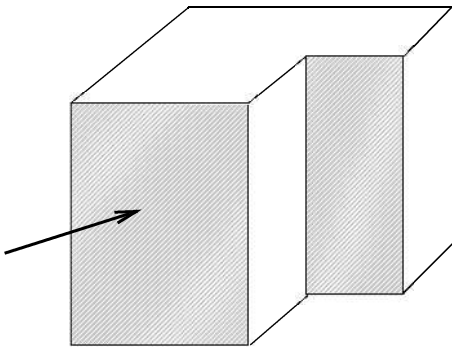
**2 壁面広告物における壁面面積の考え方**

(問2) 次のように建物の壁面に凸凹やカット部分がある場合、壁面広告物の許可基準でいう「建物の壁面面積」はどの部分をいうか。



(答2) 建物等の多少の凸凹やカット部分等については、当該部分を含めて平面な一面として「壁面面積」と考える。

(例) 矢印の方向から見た場合、斜線部分を「壁面面積」として考える。



**3 壁面広告物における「窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと」とは**

(問3) 壁面広告物の許可基準のうち「窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと」とは具体的にどういったものをいうか。

(答3) 当該許可基準における「窓等の開口部分」とは、人の出入りが可能な開閉式の窓や扉と解し、はめ殺しの窓（壁などに直接はめ込まれた、開閉することができない窓）は、当該許可基準における「窓等の開口部分」には当たらない。

また、「窓等の開口部分」をふさぐことにより、他の法令（建築基準法や消防法）違反とならないように表示する必要がある。

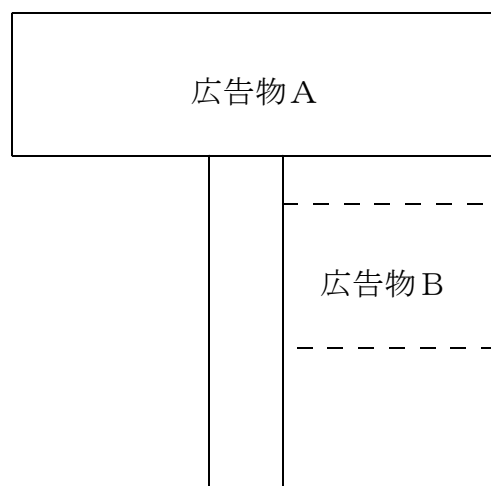
**4 野立広告物及び案内広告物における表示面積の合計の考え方**

(問4) 野立広告物及び案内広告物の許可基準のうち「表示面積の合計」について、両面に表示がある広告物はどのような取扱いになるのか。

(答4) 広告物の両面の面積の合計が許可基準に合致しなければならない。

**5 許可済の野立広告物に別の広告物を添加する場合**

(問5) 許可を受けて設置した広告物Aに、点線の広告物Bを添加する場合の許可申請は必要か。



(答5) Bについて新規許可申請が必要。

ただし、A+Bで1個の広告物と考えるので、A+Bの面積が許可基準に合致しなければならない。

**6 総量規制の考え方①（総量規制とはなにか）**

(問6) 総量規制とは何か。

(答6) 規則別表第2の第2「広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準」を「総量規制」と呼んでいる。

**【規則別表第2 第2 広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準】**  
一区画の土地又は一つの建物の敷地において表示する野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網の表示面積の合計は、次の左欄に掲げる地域区分ごとにそれぞれ次の右欄に掲げる面積を超えないこと。

地域区分	面積
第1種禁止地域	10平方メートル
第2種禁止地域	20平方メートル
第3種禁止地域	30平方メートル
第1種制限地域	40平方メートル
第2種制限地域	80平方メートル

注1 野立広告物とは、広告板、広告塔等の土地に定着した広告物及び掲出物件をいう。  
2 壁面広告物、突出広告物及び屋上広告物とは、建物の側面又は屋上を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。  
3 広告網とは、広告旗、懸垂幕、横断幕その他これらに類するものをいう。  
4 表示部分と空間部分とが一体となつて一つの広告の内容を表示していると認められるものについては、空間部分を含めた面積を表示面積とする。

**7 総量規制の考え方②（総量規制の目的）**

(問7) なぜ総量規制の基準が設けられているのか。

(答7) 個別の許可基準を満たしている広告物であっても、それが一定の土地や一建物の敷地に集中して表示された場合、全体として地域の景観を阻害するおそれがあるからである。

**8 総量規制の考え方③（適用除外広告物について）**

（問8） 総量規制は、自家用広告物や管理用広告物等の適用除外広告物も含めて算出するのか。

（答8） 総量規制は、適用除外広告物も含む全ての広告物の面積を算出する。

**9 総量規制の考え方④（総量規制の対象）**

（問9） 総量規制は各申請者ごとに算出すればよいか。

（答9） 申請者全員で算出する。

**10 総量規制の考え方⑤（具体的な事例）**

(問10) 以下の事例の場合、総量規制はどう考えればよいか。

**【事例】**

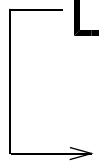
- ・表示場所：第2種禁止地域（総量規制：20㎡以内）
- ・状況：1つのビルの敷地内において、テナント会社がA、B、C、D、Eの5社あり、それぞれ自家用広告物を表示する場合

表示順	広告物の種類	合計面積	1社あたりの表示面積	個別の取扱い
1	野立広告物	8.0㎡	A社・・・4.0㎡ B社・・・4.0㎡	適用除外 適用除外
2	壁面広告物	8.0㎡	C社・・・6.0㎡ D社・・・2.0㎡	要許可 適用除外
3	野立広告物	2.0㎡	A社・・・2.0㎡ (A社の広告物の 合計は6.0㎡)	要許可 (A社の分は、 全て要許可)
	合計	18.0㎡		



E社の屋上広告物（10.0㎡）を表示する場合・・・

表示順	広告物の種類	合計面積	1社あたりの表示面積	個別の取扱い
1	野立広告物	8.0㎡	A社・・・4.0㎡ B社・・・4.0㎡	適用除外 適用除外
2	壁面広告物	8.0㎡	C社・・・6.0㎡ D社・・・2.0㎡	要許可 適用除外
3	野立広告物	2.0㎡	A社・・・2.0㎡ (A社の広告物の 合計は6.0㎡)	要許可
4	屋上広告物	10.0㎡	E社・・・10.0㎡	要許可
	合計	28.0㎡		



※ 基準の20㎡を超過してしまうため、表示できない。(2.0㎡以内であれば、表示が可能。)

(答10) E社の屋上広告物は、第2種禁止地域の総量規制基準の20㎡を超えるため、表示することができない。



# 第5章

## 屋外広告物の管理，点検

(条例第12条，第12条の2，第18条の2関係)

### ○関連法令

鹿児島県屋外広告物条例（抄）

（管理義務）

第12条 広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において「広告物の表示者等」という。)は，これらに関し補修その他必要な管理を行い常に良好な状態を保持しなければならない。

（点検）

第12条の2 広告物の表示者等は，当該広告物又は掲出物件の本体，接合部，支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし，規則で定める広告物又は掲出物件については，この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については，前項の規定による点検は，法第10条第2項第3号イに掲げる者（第19条の11第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。

3 前項の広告物を表示し，又は掲出物件を設置する者は，この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には，第1項の規定による点検（当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。）の結果を知事に報告しなければならない。

（管理者の設置）

第18条の2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し，又は掲出物件を設置する者は，これらを管理する者を置かなければならない。ただし，規則で定める広告物又は掲出物件については，この限りでない。

2 前項の管理する者は，第19条の11第1項第1号に掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

## 第1節 管理義務

### 1 管理義務とは

(問1) 管理義務とは何か。誰に対して課すか。

(答1) 広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な管理を行う義務であり、広告主、広告主から広告物の表示などについて依頼を受けた屋外広告業者、広告物の所有者等に課せられている。

なお、ここで言う「良好な状態に保持」とは禁止広告物（条例第7条）の要件に該当しないようにしておくというだけでは足りず、表示した当初の当該広告物の機能をほとんどそのまま保持するという、より高いレベルを要求している。

### 2 管理義務を課す理由

(問2) 管理義務を課す理由は何か。

(答2) どのような広告物であっても、必要な管理を怠っていれば、年月の経過に伴って老朽し、良好な景観の形成や風致の維持を阻害し、公衆に危害を及ぼすことが想定されるからである。

### 3 管理義務の対象となる屋外広告物

(問3) 管理義務の対象となる広告物とは何か。自家用広告物や管理用広告物等の適用除外広告物については、管理義務の適用も除外されるのか。

(答3) はり紙を含む全ての広告物が対象となる。適用除外広告物であるかどうかは問わない。

#### 4 管理者の設置が必要な屋外広告物の規模

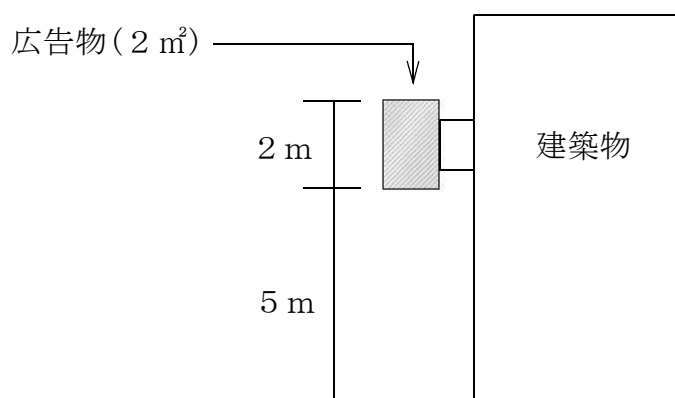
(問4) 管理者の設置が必要な広告物の規模はどの程度のものか。

(答4) 許可を受けて表示する広告物（はり紙，はり札，立看板及び広告網を除く）のうち面積が $10\text{m}^2$ を超える，又は高さが $4\text{m}$ を超えるものについては，管理者の設置が必要である。

なお，広告物の更新許可時に有資格者による点検が必要な広告物も同規模のものである。

#### 5 高さが $4\text{m}$ を超える屋外広告物の「高さ」とは

(問5) 高さが $4\text{m}$ を超える場所にある突出広告物（表示面積 $2\text{m}^2$ ，広告物自体の高さ $2\text{m}$ ）については，管理者の設置が必要か。

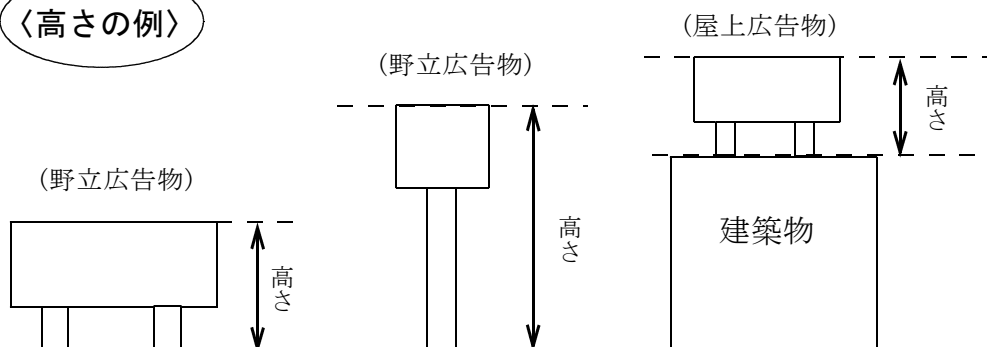


(答5) 必要ない。

本県においては，管理者を必要とする屋外広告物について，面積は「実際の表示面積」，高さは，建築基準法の工作物確認申請を要するものと基準をあわせるという考えから，「広告物自体の高さ」で判断する。

なお，高所にある広告物については規模が小さくても落下等により，重大な事故を招く可能性が高いため，管理者の設置が必要でない場合も，公衆への危害防止のため，表示者等により，適切な安全管理を行う必要がある。

#### 〈高さの例〉



**6 管理者及び点検者の資格要件**

(問6) 管理者及び点検者とはどのような者か。

(答6) 以下のとおりである。

	管理者	点検者
位置づけ	許可を受けて表示等する屋外広告物のうち面積が10㎡を超える，又は高さが4mを超える屋外広告物を <u>管理</u> する者	許可を受けて表示等する屋外広告物のうち面積が10㎡を超える，又は高さが4mを超える屋外広告物を <u>点検</u> する者
資格要件	(1) 屋外広告士 (2) 建築士（1級，2級，木造） (3) 電気工事士 (4) 電気主任技術者 (5) 職業訓練指導員免許保持者 （広告美術科又は帆布製品科） (6) 技能検定合格者 （広告美術仕上げ又は帆布製品製造） (7) 職業訓練修了者 （広告美術科又は帆布製品科）	(1) 屋外広告士 (2) 建築士（1級，2級，木造） (3) 電気工事士 (4) 電気主任技術者 (5) 職業訓練指導員免許保持者 （広告美術科又は帆布製品科） (6) 技能検定合格者 （広告美術仕上げ又は帆布製品製造） (7) 職業訓練修了者 （広告美術科又は帆布製品科） (8) 屋外広告業の事業者団体が行う点検技能講習者修了者
記載等が必要な時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規許可申請時の許可申請書の管理者欄への記載（変更も）</li> <li>管理者等設置届による届出</li> <li>更新許可申請時の更新許可申請書の管理者欄への記載</li> <li>更新許可申請時の更新許可申請書に添付する安全点検結果報告書の報告者欄への記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新許可申請時の更新許可申請書に添付する安全点検結果報告書の点検者欄への記載</li> </ul>

※ 「(8)屋外広告業の事業者団体が行う点検技能講習者修了者」は管理者を兼ねることが出来ないことに注意。

**第2節 点検義務****1 点検義務とは**

(問1) 点検義務とは何か。誰に対して課すか。

(答1) 広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行う義務であり、広告主、広告主から広告物の表示などについて依頼を受けた屋外広告業者、広告物の所有者等に課せられている。

**2 点検義務の対象となる屋外広告物**

(問2) 点検義務の対象となる広告物とは何か。自家用広告物や管理用広告物等の適用除外広告物については、点検義務の適用も除外されるのか。

(答2) はり紙、はり札、立看板及び広告網を除いた全ての広告物が対象となる。適用除外広告物についても、はり紙、はり札、立看板及び広告網を除き、点検を行う義務がある。

**3 屋外広告物講習会修了者について（屋外広告物講習会と点検技能講習の違い）**

(問3) 屋外広告物講習会修了者は、点検者になれるのか（点検者としての資格要件を満たすのか）。

(答3) 点検者になれる（点検者としての資格要件を満たさない）。  
屋外広告物講習会ではなく、屋外広告物点検技能講習を修了した場合は、点検者になれる（点検者としての資格要件を満たす）。  
屋外広告物点検技能講習は、（一社）日本屋外広告業団体連合会等が主催（本県においては（一社）鹿児島県広告協会が運営）しているものであり、本県と鹿児島市が隔年交互に開催している屋外広告物講習会とは別のものである。



## 第6章

# 他の法令との関係

○関連法令

鹿児島県屋外広告物条例施行規則別表第2（抄）

第1 広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準

1～5 略

6 道路法，建築基準法等鹿児島県屋外広告物条例以外の法令の適用を受ける  
広告物及び掲出物件は，これらの法令の規定に適合するものであること。

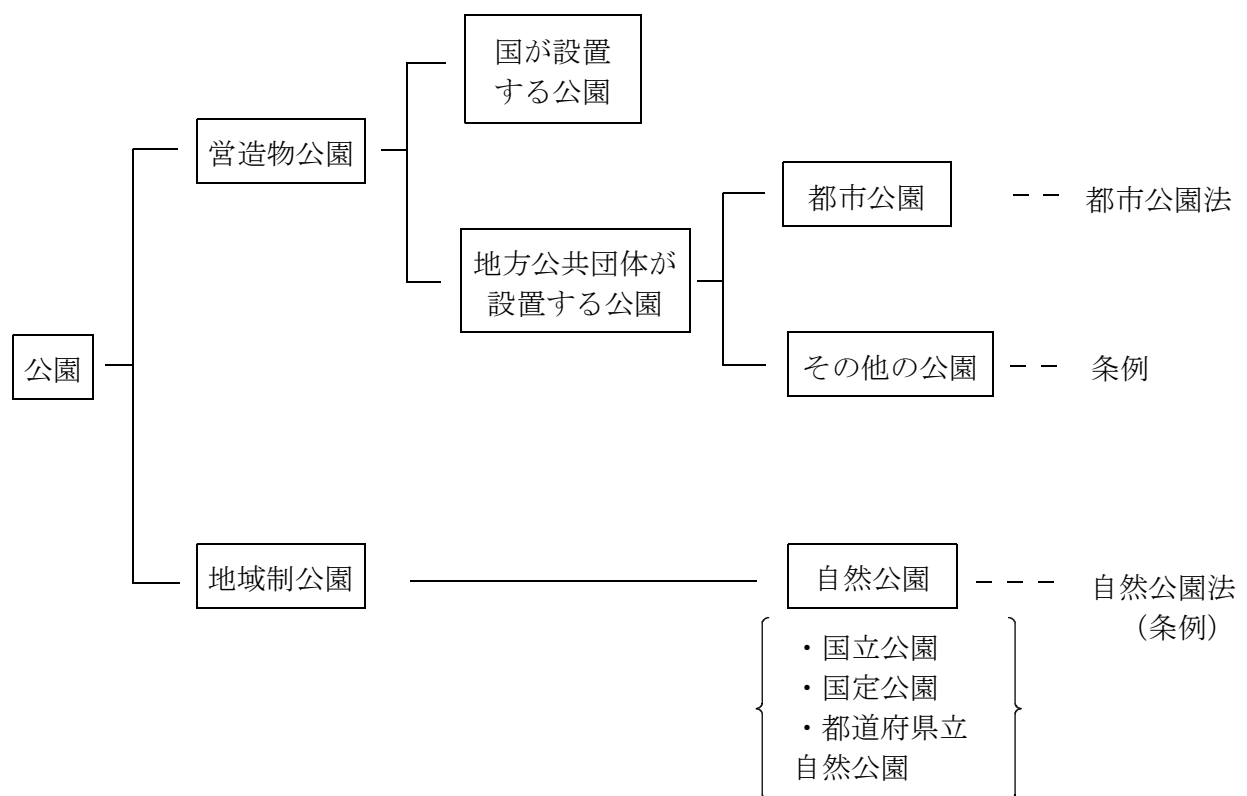
7 略

## 1 公園における屋外広告物の規制

(問1) 公園における広告物の規制はどうなっているのか。

(答1) 各公園において、広告物を表示等する場合、広告物の許可のほかに各公園を所管する法令の許可等が必要なることから、各公園を所管する担当部局及び各公園の所在市町村の屋外広告物担当部局に相談の上、表示等を行うこととなる。

(参考) 公園については、以下のように分類される。





## 2 選挙関係の屋外広告物の取扱い

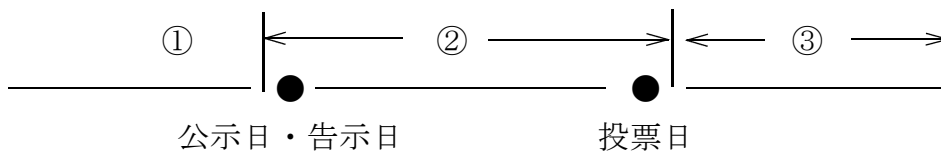
(問2) 選挙運動のために使用されるポスター等の取扱いはどのようになっているのか。

(答2) 選挙運動のために使用される広告物については、公示日又は告示日から投票日の間、条例第6条第1項第3号の規定により、条例第3条～第5条に規定されている禁止地域、禁止物件、制限地域の規定の適用から除外される。

【参考】

### 選挙運動のために使用するポスター等の取扱いについて

※ 選挙運動期間：公示日・告示日から投票日の前日まで



- ①の期間  
屋外広告物条例に違反 → 簡易除却ができる。
- ②の期間  
屋外広告物条例の適用除外となり、公職選挙法の適用を受ける。
- ③の期間  
屋外広告物条例に違反 → 簡易除却ができる。

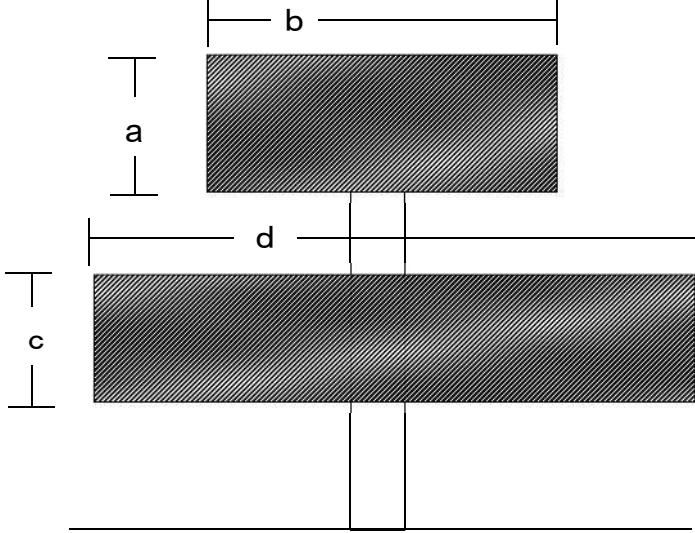
※ 公職選挙法第178条の2で「ポスター及び立札及び看板の類を掲示した者は、選挙の期日後速やかにこれを撤去しなければならない。」と規定されており、撤去されていないポスター類については、他の広告物と同様の取扱いとなる。



## 第7章

# 面積算定事例


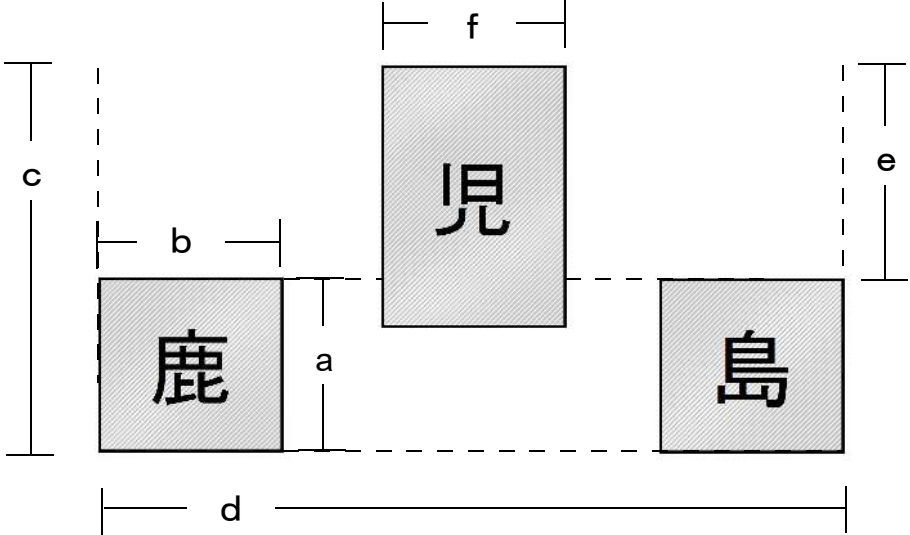
**1 申請者が同一人である複数の広告物が表示された野立広告物**

<p>(問1)</p>	<p>一基の野立広告物に表示内容がそれぞれ独立した複数の広告物が表示されている場合 (<u>申請者は同一人</u>)。</p>
<p>イメージ</p>	
<p>面積算定</p>	<p><math>S = a \times b + c \times d</math></p>
<p>考え方</p>	<p>野立広告物のような独立した工作物については、複数の広告物が表示されていても、全体で1個の広告物として捉え、全体の面積を合算して手数料を徴収する。</p>

## 2 申請者が異なる複数の広告物が表示された野立広告物

(問2)	一基の野立広告物に表示内容がそれぞれ独立した複数の広告物が表示されている場合 ( <u>申請者は異なる</u> )。
イメージ	<p>The diagram shows a vertical signpost with three distinct advertisement panels. The top panel, shaded with diagonal lines, is labeled '申請者A' and has a height of 'a' and a width of 'b'. Below it is a smaller panel, shaded with diagonal lines, labeled '申請者B', with a height of 'c' and a width of 'd'. The bottom panel, also shaded with diagonal lines, is labeled '申請者B' and has a height of 'e' and a width of 'f'. The panels are stacked vertically on a single post.</p>
面積算定	$S1 = a \times b \quad \rightarrow \text{申請者Aに係る手数料}$ $S2 = c \times d + e \times f \quad \rightarrow \text{申請者Bに係る手数料}$ <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(許可基準)</p> $S1 + S2$
考え方	<p>独立した工作物であり、原則、1個の広告物として取り扱うものであるが、申請者が異なるため、申請者ごとに手数料を徴収する。</p> <p>なお、許可基準については、全体の面積で判断する。</p>

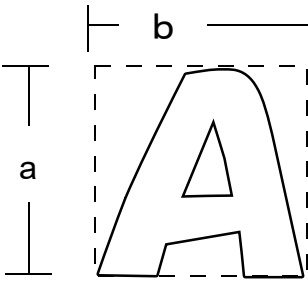
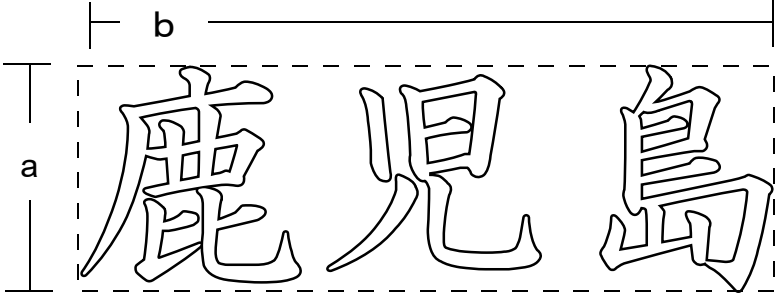
**3 空間部分がある広告物**

(問3)	空間部分のある広告物の面積の算定方法。
イメージ	<p>①</p>  <p>②</p> 
面積算定	<p>① <math>S = a \times b</math></p> <p>② <math>S = a \times d + e \times f</math></p>
考え方	<p>一体となって一つの広告内容を表示しているものは、空間部分も含めて、面積を算定する。</p>

#### 4 枠組みのある形状の複雑な広告物

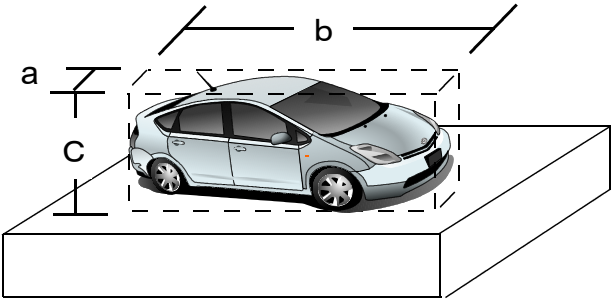
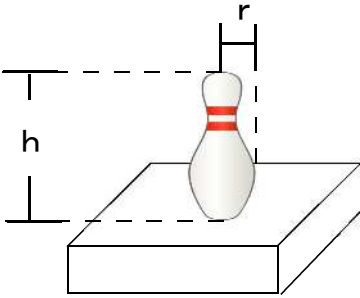
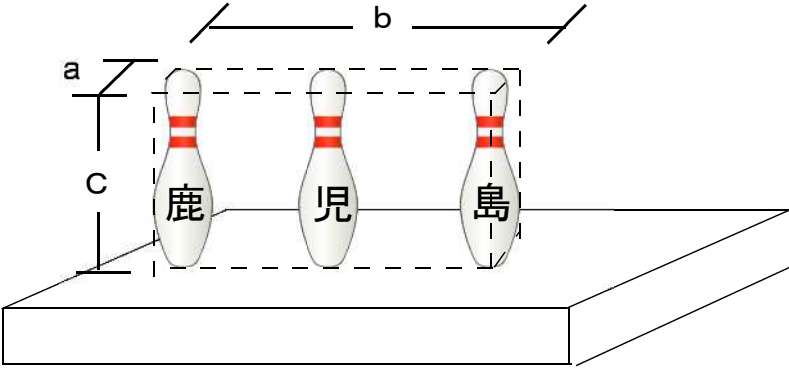
(問4)	形状の複雑な広告物の面積算定方法（枠組みのあるもの）
イメージ	<p>①</p>
	<p>②</p>
	<p>③</p>
面積算定	<p>① <math>S = a \times b</math></p> <p>② <math>S = r \times r \times \pi \quad \pi = 3.14</math></p> <p>③ <math>S = a \times b</math></p>
考え方	<p>表示板等の形状により、面積等の算定が困難な場合は、当該表示板を内包できる長方形（①）又は円の面積（②）を算定する。</p> <p>なお、表示版が複数であり、かつ、それらが一体となって一つの広告内容を表示している場合には、一連の表示板を内包できる長方形又は円の面積（③）を算定する。</p>

**5 枠組みのない形状の複雑な広告物**

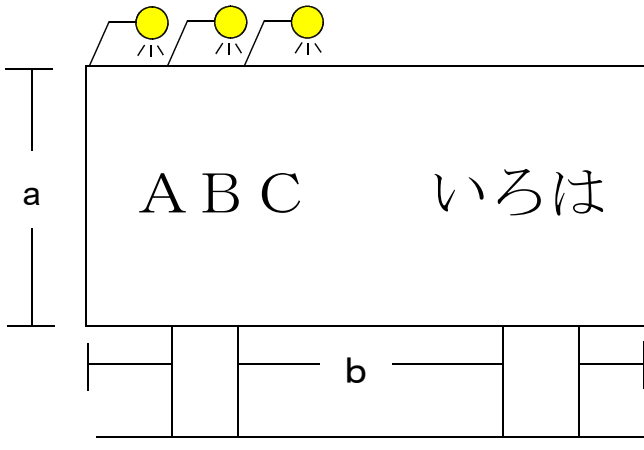
(問5)	形状の複雑な広告物の面積算定方法（枠組みのないもの）
イメージ	<p>①</p> 
	<p>②</p> 
面積算定	①, ② $S = a \times b$
考え方	<p>表示する文字等を内包できる長方形の面積を算定する。          なお、表示する文字等が複数であり、かつそれらが一体となって一つの広告内容を表示している場合は、一連の文字等を内包できる長方形の面積を算定する。</p>



## 6 立体的な形状の複雑な広告物

(問6)	形状の複雑な広告物の面積算定方法 (立体的なもの)
イメージ	<p>①</p>  <p>②</p>  <p>③</p> 
面積算定	<p>① <math>S = 2ac + 2bc</math></p> <p>② <math>S = 2\pi r \times h \quad \pi = 3.14</math></p> <p>③ <math>S = 2ac + 2bc</math></p>
考え方	<p>立体的な広告物の場合、広告物の側面積 (ただし、完全な球形の場合は表面積) を算定するが、形状が複雑なため、側面積の算定が困難な場合は、当該広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。</p> <p>なお、広告物が複数であり、かつそれらが一体となつて一つの広告内容を表示している場合は、一連の広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。</p>

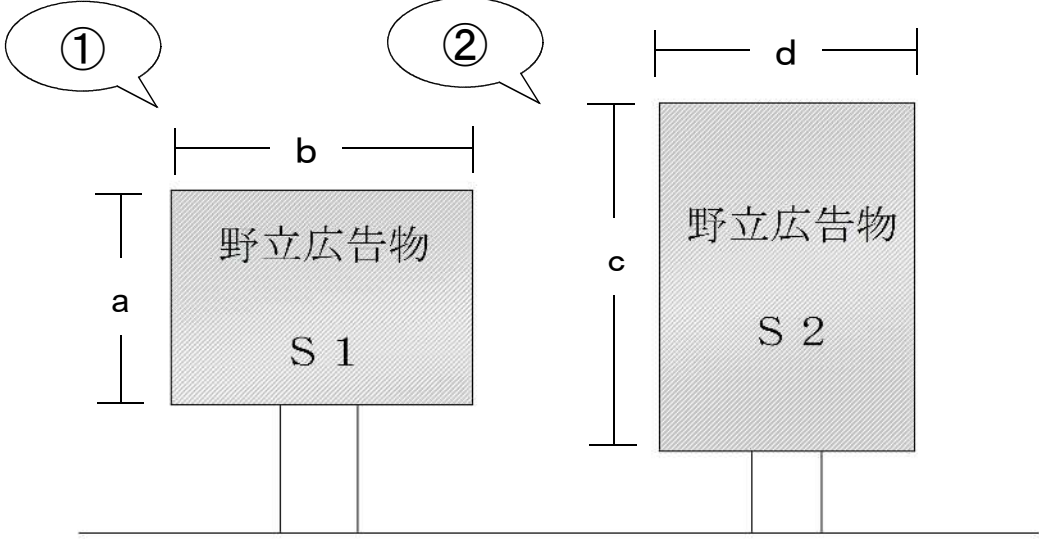
**7 一部の広告表示部分に照明設備がある場合**

<p>(問7)</p>	<p>広告板の一部の広告表示部分に照明装置が施され，他の広告表示部分には照明がない場合</p>
<p>イメージ</p>	
<p>面積算定</p>	<p><math>S = a \times b</math></p>
<p>考え方</p>	<p>広告板自体は1個の独立した広告物であり，照明のある部分とない部分とをそれぞれ別個の広告物として取り扱うことはできない。</p>

**8 照明設備のある広告と照明設備のない広告が表示された野立広告物**

<p>(問 8)</p>	<p>一基の野立広告物に照明のある広告と照明のない広告が表示されている場合</p>
<p>イメージ</p>	
<p>面積算定</p>	<p>① <math>S1 = a \times b</math> (照明広告で手数料算出)</p> <p>② <math>S2 = c \times d</math> (一般広告で手数料算出)</p>
<p>考え方</p>	<p>独立した工作物であり，本来は全体で1個の広告物として取り扱うものであるが，照明の効果が下段の広告物に及ばないと判断されるときは，それぞれ別個に面積を算定して手数料を算出する必要がある。</p>

**9 同一敷地内における形態の同じ複数の屋外広告物 ①**

<p>(問9)</p>	<p>制限地域で同一敷地内における広告物（形態が同じもの）の手数料算定方法</p>
<p>イメージ</p>	
<p>面積算定</p>	<p>① <math>S1 = a \times b</math></p> <p>② <math>S2 = c \times d</math></p>
<p>考え方</p>	<p>手数料は、S1、S2で別々に算定する。</p>

**10 同一敷地内における形態の同じ複数の屋外広告物 ②**

(問10)	制限地域で同一敷地内における壁面広告物の手数料算定方法
イメージ	<p>① S1</p> <p>② S2</p> <p>③ S3</p> <p>S1と同一内容, 同一面積</p>
面積算定	<p>① <math>S1 = a \times b</math></p> <p>② <math>S2 = c \times d</math></p> <p>③ <math>S3 = a \times b</math></p>
考え方	1壁面及び広告物ごとに表示面積の合計を算出し、手数料を算定する。

**11 同一敷地内における形態の異なる複数の屋外広告物**

<p>(問11)</p>	<p>第1種制限地域で同一敷地内における広告物（形態が異なるもの、自家用広告物）の手数料算定方法</p> <p>※ 3つの広告物の合計面積は10㎡を超えている。</p> <p>※ 第1種制限地域における許可手続不要となる自家用広告物に係る適用除外基準は10㎡以内、総量規制は40㎡以内。</p>																				
<p>イメージ</p>	<p>The diagram illustrates three types of outdoor advertisements on a plot of land. On the left, a building has a roof sign (S1, 5m²) with width 'b' and height 'a'. The building's wall has a wall sign (S2, 4m²) with width 'd' and height 'c'. To the right of the building is a freestanding sign (S1, 7m²) with width 'f' and height 'e'.</p>																				
<p>面積算定</p>	<p>① <math>S1 = a \times b</math></p> <p>② <math>S2 = c \times d</math></p> <p>③ <math>S3 = e \times f</math></p>																				
<p>考え方</p>	<p>面積は広告物の種類ごとに算定する。</p>																				
<p>備考</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">適用除外基準</td> <td style="padding: 5px;">&lt;</td> <td style="padding: 5px;">表示面積の合計</td> <td style="padding: 5px;">&lt;</td> <td style="padding: 5px;">総量規制</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">10㎡</td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5 + 4 + 7</td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">40㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">↓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">16㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3つの広告物すべて許可申請が必要となる。)</p>	適用除外基準	<	表示面積の合計	<	総量規制	10㎡		5 + 4 + 7		40㎡			↓					16㎡		
適用除外基準	<	表示面積の合計	<	総量規制																	
10㎡		5 + 4 + 7		40㎡																	
		↓																			
		16㎡																			

## 12 電柱等巻付け広告物の表示個数の取扱いについて

(問12)	<p>電柱等巻付け広告物の許可基準のうち「電柱等1本につき2個以内であること（2個の場合は、電柱等を中心に同じ高さに巻付けたものに限る。）」という基準がある。</p> <p>これに係る手数料算定にあたって、2面（対向式）の巻付け広告物については、1個と扱うのか、2個と扱うのか。</p>
イメージ	なし
考え方	手数料の算定にあたっては、1個と扱う。
備考	なし